

【重要】日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画等の作成について（令和5年3月30日まで）

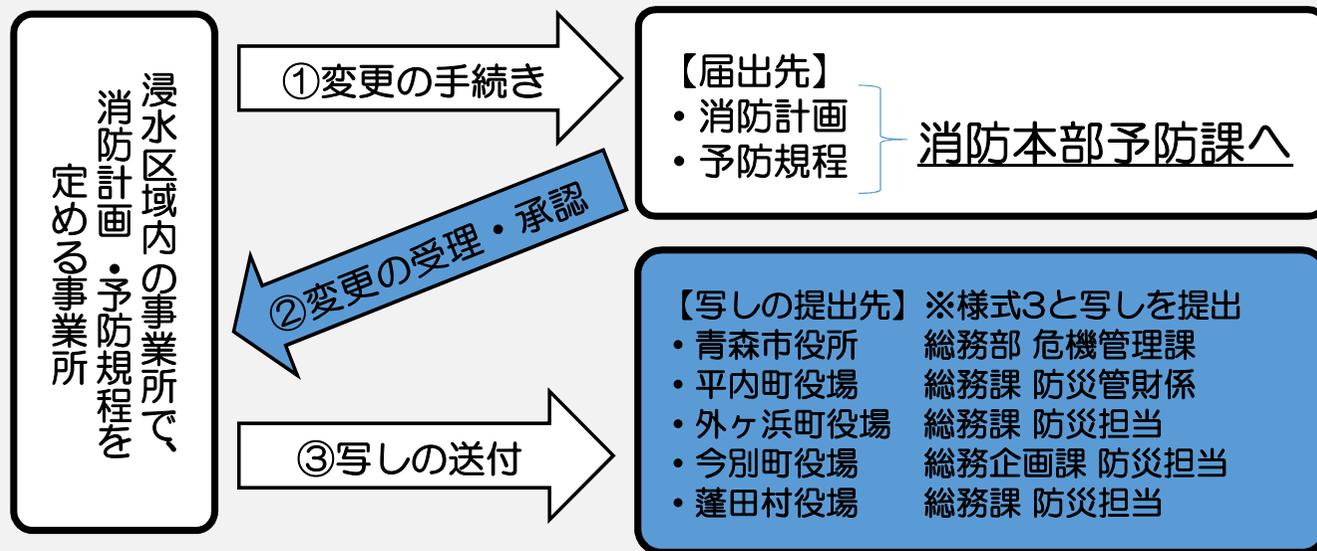
令和4年9月30日に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」が変更されました。

これに伴い、浸水区域内の関係事業者は、津波から利用客、従業員等を守るため、

津波避難計画等を定めた対策計画又は防災規程の作成、届出が義務付けられています。

対策計画・防災規程の作成対象となるのは、日本海溝・千島海溝沿いの地震による津波で、水深30cm以上の浸水が想定される区域における事業所です。原則、対策計画を作成することが必要となりますが、防火対象物における消防計画、危険物施設における予防規程を定める事業所においては、消防計画・予防規程に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」を定めることで対策計画を作成したこととなります。

『必要な手続きは以下のとおりです』



【青森消防本部ホームページ】

- 制度の概要、詳細はこちらからご確認下さい。
- 消防計画・予防規程の変更に係るお手続きで使用する様式、記載例など掲載してあります！

こちらのQRコードを読み取りいただくか、「青森地域広域事務組合 消防本部」のHPから「予防関係」→「事業者の方へ」をご確認下さい。

青森消防HP

